

電気通信大学発ベンチャー認定に関する申合せ

役員会決定

平成24年 3月27日

(趣旨)

第1 この申合せは、電気通信大学(以下「本学」という。)の研究成果又は人的資源等を活用したベンチャー企業について、電気通信大学発ベンチャー(以下「電通大発ベンチャー」という。)と認定する場合における必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2 「電通大発ベンチャー」の認定は、新たな技術やビジネス手法を基にして設立した企業のうち、次の各号のいずれかに該当する場合に行うことができる。

- (1) 本学又は本学の教職員が所有する特許を基に起業した場合
- (2) 本学で達成された研究成果又は習得した技術等に基づいて起業した場合
- (3) 本学の教職員や学生が本学で達成された研究成果又は習得した技術等に基づいて設立者となるか、その設立に深く関与したりして起業した場合(教職員の退職や本学の学生の身分を失ったときからベンチャー設立まで他の職に就かなかった者又は退職や学生の身分を失ったときから1年以内に起業した場合に限る。)
- (4) 本学で達成された研究成果又は習得した技術等に基づいて、企業と共同して事業化に取り組むために教職員が役員又は顧問等として兼業する場合
- (5) その他前各号に準ずるものとして産学官連携センター長が認めた場合

2 前項に定めるもののほか、インキュベーション施設プレインキュベーションルームを使用中の教職員又は学生が、ベンチャーを設立し、ベンチャー育成支援ルームへの入居を希望する場合には、当該ベンチャーが設立予定であっても「電通大発ベンチャー」認定の対象とするものとする。

(決定等)

第3 認定は、産学官連携センター運営委員会において決定する。

2 本学は、前項の認定をしたことにより、法的責任を負うものではない。

(認定の取消し)

第4 認定された者が社会的信用を失墜する行為を行った場合、その他認定を保持することが適当でないと産学官連携センター長が判断した場合には、これを取り消すことができる。

(その他)

第5 この申合せに定めるもののほか、必要な事項は産学官連携センター長が別に定める。

附 則

この申合せは、平成24年3月27日から実施し、平成23年12月20日から適用する。